報告第１３号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年１１月１３日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和７年１０月２９日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和７年８月６日午前１１時３０分頃、亀山市立野登小学校体育館東側駐車場において、庁用車両を後退させたところ、後方にあった相手方の車両に接触させ、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

３２４，７０２円